

大阪市立桑津小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6（2024）年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「主体的に学習しようとする態度や、他者を思いやる心を養う子ども」育成のために「桑津小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① 各学期に必ず仲間づくりの学習に取り組み、いじめや差別を許さない雰囲気づくりを行う。
- ② 生活指導部会、人権教育部会を月1回の頻度で開催し、各クラスの子どもたちの実態把握に努める。
- ③ 授業改善の取り組みを進めることを通して、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- ④ 日常的な振り返り・気づきの発信を組織的に行い、いじめの芽を摘み、早期的な解決を図ることができるようにする。
- ⑤ いじめを発見した場合は、学年単位（時には学校単位）で体制を整え、対応にあたる。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 授業力の向上のために、学年ごとに研究授業を月1回取り組む。
- ② 若手教員のリーダーとなる「メンター」を中心に、若手教員の育成のため月1回の研修を行う。

- ③ 「全国学力・学習状況調査」「大阪市学力経年調査」等の結果を分析し、学力の向上に努めるとともに、教室内の言語環境を整え、言語力の育成を推進する。
- ④ 読書環境を整えて読書の機会を増やしたり、授業改善を通して意見交流を中心にした授業を展開したりすることを通して、他者を思いやる力を育むことができるようにする。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 日常の授業を始め、桑津っ子フェスティバルなどの児童会活動を通して、一人一人が自ら考え、活躍することができる活動を充実させる。
- ② 日常の学級経営を基礎に、学期毎の「仲間づくり学習」を行い、人とのつながりを感じることでできる集団づくりに努める。
- ③ 一人一人を尊重し、認め、誉める指導を充実させるために生活指導部や人権教育部で児童理解交流を行い、児童の生活背景や現在の状況を理解するように努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 日常の学級経営を基礎に、学期毎の「仲間づくり学習」を行い、人とのつながりを感じることでできる集団づくりに努める。また高学年を中心に昨今の携帯電話などネット等の情報モラルに関する授業を行い、他者を思いやることでできるようにしていく。
- ② 保護者との信頼関係を深めるとともに、関係機関等との連携を通して、いじめを許さない包囲網を形成するとともに、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取り組みを推進していく。
- ③ 人権教育・啓発推進計画及び道徳教育年間計画による、人権教育・道徳教育の実施により、自他を尊重すること、相手の立場に立つこと、生命を尊重すること、思いやりの心をもつこと等の意識を高めるとともに、実践的な態度を育成する。
- ④ 学級や学年集団において、一人一人の課題の共有化を図ることを通して、無関心になりにくい、傍観者になりにくい態度を育成する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 「人権教育部会」や「生活指導部会」を通して、振り返りと気づきの発信を組織的に行い、情報を共有化し、一人一人の児童の小さな変化にも気づくことができ、対応することができる体制づくりを進める。
- ② 「いじめアンケート」を毎学期実施・活用し、個人面談や教育相談を積極的に行い、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- ③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、外部機関との連携を強め、いじめ問題に対する早期対応を心がける。
- ④ 児童・保護者・地域へ、いじめ相談窓口の周知を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 「いじめ対策委員会」を設置する。
- ② 定期的な振り返りと気づきの発信により、情報の共有化を図る。
- ③ 被害・加害児童への組織的な指導・支援体制を構築する。
- ④ 管理職を通じ、警察等の関係機関と連携する。
- ⑤ 必要な情報発信を通して、家庭・地域と積極的に連携する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

《組織名》 「いじめ対策委員会」

《構成》 校長・教頭・教務主任・生活指導部長・人権同和主担・養護教諭・学年主任

《役割》

- ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動にかかわる情報の収集や記録・共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

《年間計画》

① 調査等

- ・ 児童対象いじめアンケート 学期ごとに実施
- ・ 保護者対象アンケート 学校アンケートによる
- ・ 教育相談・個人面談等 学期ごとに実施

② 研修会等

- ・ 人権教育部会・生活指導部会(毎月)
- ・ 特別支援教育部会(6回)

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学習参観・学校行事・PTA行事や土曜授業の取り組みを活性化させるとともに、学校だより・学校HP等を効果的に活用し、情報発信に努めるとともに、いじめ問題にかかわる啓発を推進する。

- ② 学校協議会において情報発信・協議を行い、家庭・地域との協力体制を構築する。

(3) 取組内容の検証

年間計画①調査等に記したように、アンケート調査を実施し、PDCAサイクルに沿って、取り組みが行われるようにする。

7. 重大事案への対処

※ **重大事案が発生した場合には、「重大事態対応フロー図」に従って、迅速かつ慎重に対応する。**

※ いじめ発見の際の流れ

